

国税庁の考える

「取引相場のない株式の評価」の見直しイメージの骨子

《 概 要 》

取引相場のない株式の評価の見直し（骨子）

これまでの有識者会議での御意見を踏まえ、以下のとおり、抜本的に評価体系の見直しを行うことが考えられる。

なお、見直し内容のほか、評価水準・税負担の在り方等も含め、最終的には税制改正プロセスにおいて決定いただく。

その1：規模に応じた評価体系の廃止と評価方式の一本化

- 類似業種比準方式と純資産価額方式に基づく評価体系を廃止し、評価方式を原則一本化
- 評価方式間のかい離による異なる規模の評価会社間の不公平を排除

その2：株式の評価は企業価値総額を前提

- 取引相場のない株式の評価は、経営事情の異なる上場会社との比較から1株当たりの価格を算定するのではなく、評価会社全体の価値から株式の評価をするべき

その3：原則的評価方式としてインカムアプローチの導入

- 原則的評価方式として規模によらず評価会社全体の価値を算定するインカムアプローチを導入
- インカムアプローチのうち、適用可能範囲・将来予測への依存度・執行可能性の観点から「残余利益モデル」を採用。その際、評価額の恣意性・操作性を排除

その4：純資産価額方式及び配当還元方式の見直し

- 原則的評価方式の見直しを踏まえ、純資産価額方式の適用対象・算式等を見直し
- 配当還元方式について、特例的評価方式の趣旨を貫徹するため対象範囲等を見直し

新たな評価体系

取引相場のない株式の評価見直しイメージの概要

《 現 在 》

特例の趣旨を超えた
租税回避スキームの横行

一般の評価会社として
単一評価方式を適用

《 見直しイメージ 》

同族株主等 (原則的評価方式)		左記以外 (特例的評価方式)	右記以外 (原則的評価方式)		少数株主 (特例的評価方式)
大 会 社	《原則》類似業種比準方式 純資産価額方式の選択可	評価方式間のかい離 による異なる規模の 評価会社間の不公平 (原則的評価方式を上限) 配 当 還 元 方 式	一 般 の 評 価 会 社	配当還元方式の適用対象を「特定の少数株主の取得した株式」とし、対象範囲を縮小した上で、算式について見直し 《原則》残余利益方式 (インカムアプローチ) 規模によらず企業価値の総額を算定する評価方式としてインカムアプローチを導入 適用可能範囲・将来予測への依存度・執行可能性の観点から「残余利益方式」を採用	
中 会 社	《原則》併用方式 中会社の大 類似：純資 = 0.9 : 0.1 中会社の中 類似：純資 = 0.75 : 0.25 中会社の小 類似：純資 = 0.6 : 0.4 純資産価額方式の選択可			(原則的評価方式を上限) 配 当 還 元 方 式	
小 会 社	《原則》純資産価額方式 併用方式の選択可 全小会社 類似：純資 = 0.5 : 0.5		評 特 価 定 会 社 の 社	《原則》純資産価額方式 資産管理会社 組織再編成直後の会社 開業後5年未満の会社 開業前又は休眠中の会社 清算中の会社 (清算分配見込金額で評価)	
特 定 の 評 価 会 社	《原則》純資産価額方式 (特定の評価会社) 比準要素数1の会社 3要素全てが0の会社 株式等保有特定会社 (50%以上) 土地保有特定会社 (大：70%以上 中：90%以上) 開業後3年未満の会社 開業前又は休眠中の会社 清算中の会社 (清算分配見込金に基づき評価)				

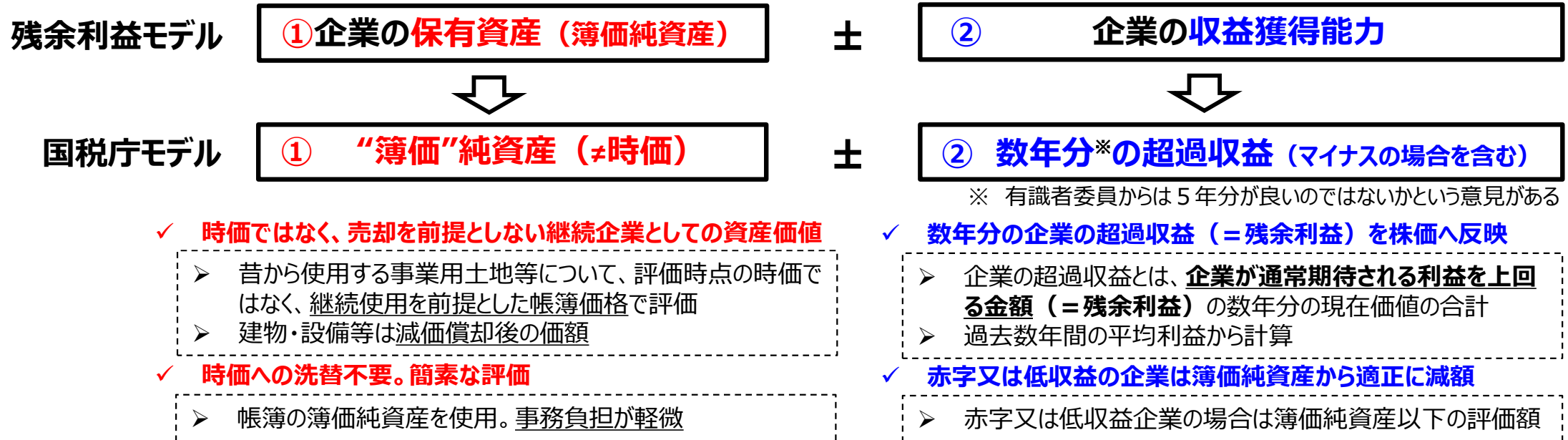
純資産価額方式により評価する会社は

- ・ 残余利益方式よりも純資産価額方式により評価する方がより適切な時価評価になると考えられる会社
- ・ 評価通達における残余利益方式により評価することが技術上困難と認められる会社
- ・ 残余利益法的前提である継続企業的前提に疑義又は欠いている会社

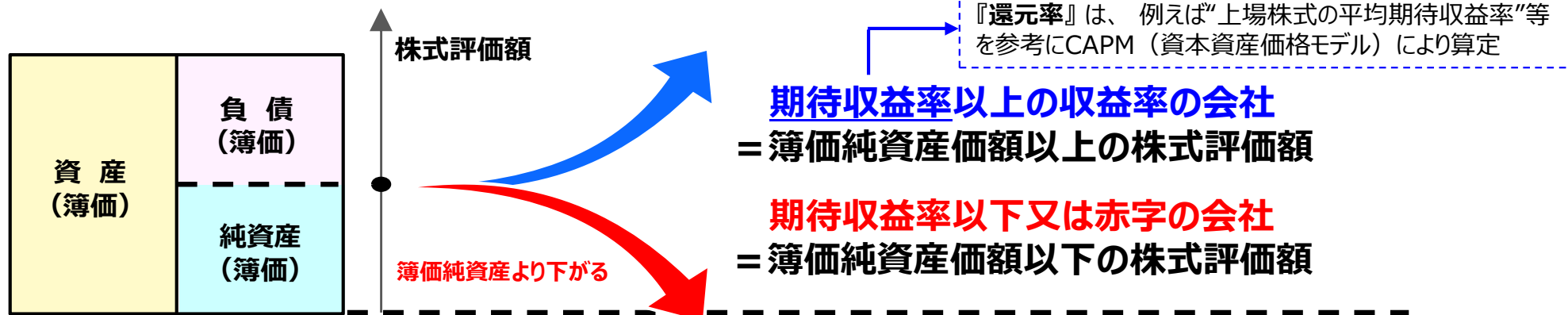
と整理の上、算式について従業員に係る退職給付引当金を一部条件付きで負債として取り扱うなどの見直しを検討

一般の評価会社の評価方式

- 継続企業を前提とし、企業の収益を反映したインカムアプローチを採用
- インカムアプローチのうち、適用可能範囲・将来予測への依存度・執行可能性の観点から、一般の事業会社は、規模の大小にかかわらず「残余利益モデル」を採用
- 残余利益方式は、企業の①保有資産（簿価純資産）と②収益獲得能力から評価額を算出する方式



＜企業収益と株式評価額の水準（イメージ）＞



(主な検討課題①) 残余利益方式で用いる帳簿価額等

- 類似業種比準方式の計算要素として、法人税法上の数値を用いているのは、非上場会社は原則監査義務が課されておらず、利益計算の恣意性を排除し同一の基準で評価するため※¹である。このことは残余利益方式でも変わらないことから、残余利益方式で用いる帳簿価額等について、**法人税法上の帳簿価額等を用いてはどうか※²?**

➡ バブル期（1980年代後半から1990年代前半）などに購入した事業用土地は、多額の含み損を抱えている場合がある。その場合、本来の残余利益モデルであれば、将来の株主資本コストが大きくなり、超過収益が減額されること等で調整が行われるため、個別の調整は不要であるが、**数年分の超過収益のみ加算する場合には多額の含み損を抱えている資産について帳簿価額を切り下げるなどの対応は必要か?**（例えば、会計処理上、減損処理を行っている場合に相続税評価額までの減損を認めるなど）

※¹ 類似業種比準方式においては、「非上場会社である評価会社には、原則として、上場会社のような監査義務は課されておらず、利益計算の恣意性を排除し、評価会社の株式を同一の算定基準により評価することが合理的であることに鑑み、納税者利便の観点から、評価会社の1株当たりの配当金額、利益金額及び簿価純資産価額については、法人税等の数値に基づき計算する」こととしている。

➡ 会計処理の基準等には、企業会計基準（ASBJ 基準）のほか、中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）や中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）があり、**中小企業における会計処理は必ずしも同一基準で行われているものではないと考えられる。**

※² **法人税法上の帳簿価額等を用いた場合であっても、クリーンサープラスの関係は成立すると考える。**

直前期末の純資産価額・・・利益積立金〔別表五(一)31〕+ 資本金等〔別表五(一)36〕

当期純利益・・・・・・所得金額又は欠損金額〔別表四52②〕+ 配当〔別表四1③〕± 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額

当期期末の純資産価額・・・上記直前期末の純資産価額 + 上記当期純利益 - 配当

- 残余利益方式で株価の計算に必要なものは、基本的には**①直前期末の貸借対照表**と**②過去数年分の損益計算書等**である
(①簿価純資産) **(②当期純利益)**

資産の部	負債の部
流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	負債合計
	純資産の部
	株主資本
繰延資産	
	評価・換算価額等
資産合計	純資産合計

①簿価純資産

売上高
売上原価
売上総利益
販売費および一般管理費
営業利益
営業外収益
営業外費用
経常利益
特別利益
特別損失
税引き前当期純利益
法人税、住民税及び事業税
当期純利益

※ 配当金の額は、
資本変動計算書から確認

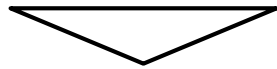
②当期純利益 × 過去数年分

(主な検討課題②) 利益操作等への対応

《オペレーティングリースへの対応》

○ オペレーティングリースによる利益操作

- ・ 契約期間初期は、収入よりも多い減価償却費（定率法）を計上することで損失を作出。
- ・ 契約期間後期は、収入よりも少ない減価償却費となり、利益が算出される。
- ・ 契約期間満了で資産を売却し、多額の売却益を計上。
- ・ オペレーティングリースの対象となる資産は、中古資産であっても一定の価額で売却が見込まれる高額資産であり、代表的な例としては、航空機・船舶・輸送用コンテナなどがある。



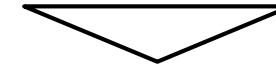
○ 株式評価上の対応

- ・ 評価は企業の正常利益により行い、非経常的な損益を除外して評価することにより、評価額の恣意性を排除する必要がある。
- ・ 対応として、収益からオペレーティングリースに係るものを除き、オペレーティングリースの対象資産の簿価を時価へ洗い替えることが考えられるものの、時価への洗替えに当たり、対象資産の相場を確認する必要性が生じる。
- ・ そのため、課税時期現在で存在するオペレーティングリースがなかったものとした状態に引き直して評価する方法が考えられる（オペレーティングリースに係る損益・資産の取得がなかった状態に決算内容を修正して評価するイメージ）。

《役員報酬等への対応》

○ 役員報酬等による利益操作

- ・ 役員報酬は、利益や配当、純資産に影響を与える操作性の高い社外流出手段。
- ・ 代表者の親族である役員に対し、所得の分散による高い税負担軽減効果を狙い、役員報酬が支払われていると考えられるケースも見受けられる。
- ・ 法人税法上、法人がその役員と特殊の関係にある使用人（特殊関係使用人）に対して支給する給与の額のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金の額に算入しないこととされている（実質基準）。

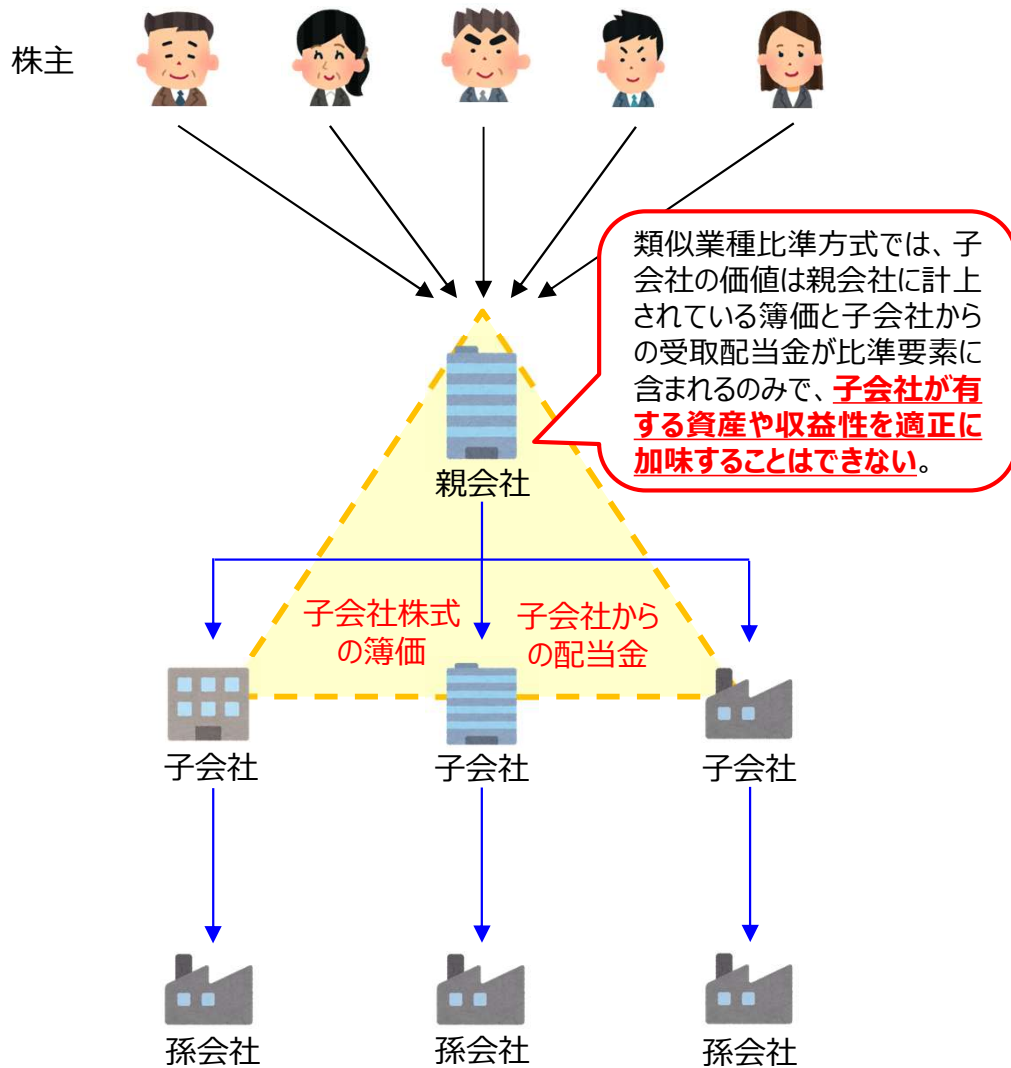


○ 株式評価上の対応

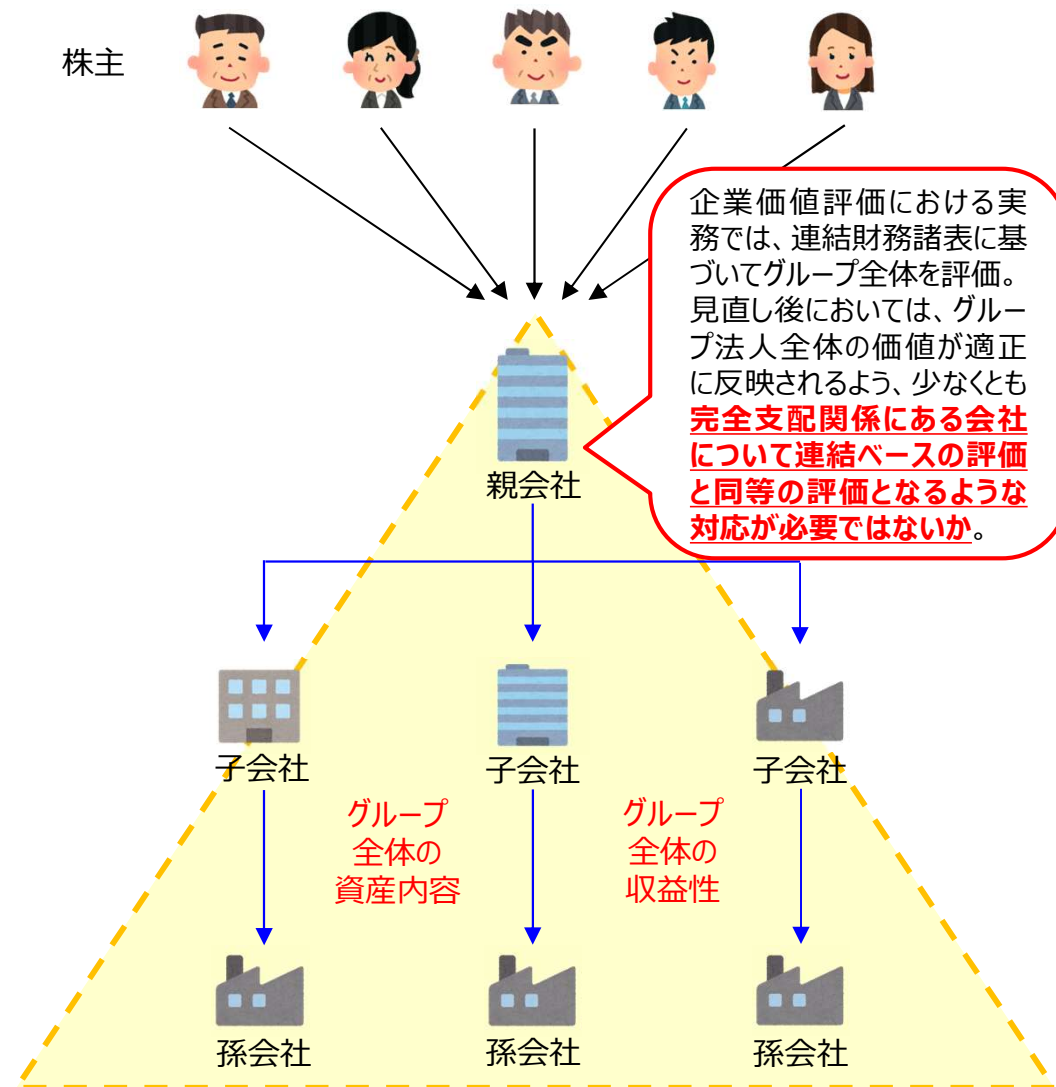
- ・ 「形式基準」については、その金額の多寡を判断しているものではない。
- ・ 会社の代表者には、カリスマ的役割を担っている者もいるなど、その報酬の多寡の判断には困難性が伴う。
- ・ また、代表者とは親族関係は有しないものの、従業員として採用され、役員となる者も少なくない。
- ・ 一方で、代表者の親族であり役員を務める者に対する役員報酬等は、会社の利益をコントロールする目的も排除できないことから、このような者に対する役員報酬の半額を損金から控除して評価するなどの対応が必要ではないか。

(主な検討課題③) 完全支配関係を有する子会社等への対応

《 現在 》



《 見直しの考え方 》

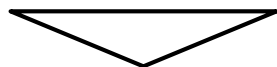


(主な検討課題④) 固定価格制度の従業員持株会の株式・社債類似株式

《固定価格制度の従業員持株会の株式》

○ 現在の取扱い

- ・ 固定価格での買取、取得が行われる従業員持株会制度であっても、相続税評価額は、他の取引相場のない株式と同様に評価することとなり、固定価格よりも相続税評価額が高い場合もあれば、低い場合も存在する。
- ・ 相続税評価額よりも固定価格が低い場合には「給与課税（経済的利益）」、逆に相続税評価額よりも固定価格が高い場合には「従業員の不利益（損失的状态）」が発生し、退会、譲渡時の買取り価格のトラブルの原因になるとの問題が提起されている。



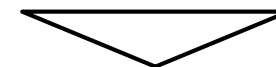
○ 株式評価上の対応

- ・ 従業員持株会について、従業員の福利厚生増進及び経営への参加意識の向上を図ることを主たる目的とし、その目的の達成のために運営が適切に行われている場合で、一定の要件に該当する場合には、固定価格により評価してはどうか？
- ・ この場合、将来、従業員持株会が解散する時にその発行人が固定価格で買い取るにより他の株主の有する株式の価格は、プロラタにより上昇することを踏まえ、残余利益方式及び純資産価額方式共に、株価総額（企業価値の総額）から持株会株式買取総額を控除した残額を基礎として、持株会以外の株式を評価してはどうか？
➡ 一般株式はプロラタにより増減した額で評価することになる。

《社債類似株式》

○ 現在の取扱い

- ・ 社債類似株式については、その経済的実質が社債に類似していると認められることから、財産評価基本通達197-2(利付公社債の評価)の(3)に準じて、発行価額により評価するが、株式であることから、既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。
なお、社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価に当たっては、社債類似株式を社債として計算する。



○ 株式評価上の対応

- ・ 普通株式への配当に劣後して配当が行われる場合（無配当を含む。）又は議決権が制限されていない場合など、社債類似株式の条件の一部に該当しない場合であっても、株式の取得の経緯、株主構成、株主間の関係性、議決権の行使の状況、株式の取引実態、評価会社の経営実態等から、社債類似株式に準じて評価するのが合理的と認められる株式については同様に評価してはどうか？

〔社債類似株式の条件〕

- 1 配当金については優先して分配する。
また、ある事業年度の配当金が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積することとするが、優先配当金を超えて配当しない。
- 2 残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない。
- 3 一定期日において、発行会社は本件株式の全部を発行価額で償還する。
- 4 議決権を有しない。
- 5 他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

純資産価額方式

- 株式は会社財産に対する持分としての性格を有することに鑑み、一般の評価会社を純資産価額方式で評価する場合には、一定の要件に該当する「従業員に対する退職給付引当金」を負債として取り扱う方向で検討。
- 個人事業主との比較という考えからの脱却に伴い、議決権割合50%以下の同族株主グループに属する株主等の保有する株式に係る20%の評価減の取扱いが廃止せざるを得ないのではないか。
- 純資産価額方式は、特定の評価会社の評価方式として用い、資産管理会社の評価に用いることを想定。
- 資産管理会社は、「評価会社が実質的に資産の保有及び管理を主たる目的として設立された又は存続していると認められる会社の株式」とし、事業承継税制においてその対象から除かれる会社（特定資産保有割合が70%以上又は特定収入割合が75%以上）を参考に形式基準を設ける方向で検討。
- 特定の評価会社には、組織再編が行われたことにより、超過収益力を適正に求められない会社を設けることを想定（ただし、超過収益力を適正に求めた上で残余利益方式で評価した場合を除くなど、弾力的な適用を検討）。

○ 課題

- インカムアプローチで評価する一般の評価会社について、純資産価額を上限とする従来の取扱いが必要か？
純資産価額を上限とする場合、会社の解散（清算）を前提として評価することもあるが、その場合には、継続企業を清算価値で評価することの合理性をどのように説明するのか？（継続企業を清算価値的な評価を行うことへの批判が多い）
- 資産管理会社については、個人が資産を直接保有する場合との評価の均衡を図る必要があると考えられることから、従来の評価方式を踏襲するのが合理的ではないか？
- 資産管理会社の形式基準には、円滑化省令※6②に規定する常時使用従業員数が5人以上、事務所、店舗、工場棟の所有又は賃貸、商品販売等の要件は設けず、また、保有資産が運転資金メインの企業が存在することを考慮し、特定資産保有割合を計算する際の現金預貯金については、運転資金相当額を控除するなどの修正を行うこととしてはどうか？
- 資産管理会社の判定は、事務負担を考慮して現行の土地特・株特のような時価評価を不要とし、帳簿価額で行うこととしてはどうか？

※中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

(参考) 現行の評価体系における類似業種比準方式と純資産価額方式の考え方

○ 現行の評価体系

大会社	上場会社の株式の評価との均衡を図る ことが合理的であることから、原則として類似業種比準方式により評価（ 純資産価額方式選択可 ）
中会社	原則として大会社と小会社の評価方式である類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式により評価（ 純資産価額方式選択可 ）
小会社	個人事業者の財産評価との均衡を図る ことが合理的であることから、原則として純資産価額方式により評価（類似業種比準方式との併用可）

・小会社については、上場会社の株式の評価との均衡を図ることが合理的とは考えられないことから、会社規模に関係なく、**全ての会社を類似業種比準方式で評価することは理論的に困難**。

・個人事業主の負債については、相続税法第14条の規定により「**確実な債務**」に限られていることから、退職給付引当金等は負債として取り扱わないこととしている。
・純資産価額方式において、**退職給付引当金等を負債として取り扱う場合には、現行の評価体系では理論的に困難**。

・純資産価額方式（中・小会社）において、議決権割合50%以下の同族グループに属している場合又は同族株主のいない場合には、純資産価額の80%相当額の金額で評価することができる。
・これは、**小会社は個人事業主と経営実態がほとんど変わらないものが多いが、一同族株主グループの議決権の合計数だけでは会社を完全支配できない場合との支配力の格差を考慮する目的**で設けられている。

・**個人事業主との関係性（財産評価との均衡を図る）を取り扱った場合には、この取扱いを残すことは理論的に困難**。

・**株式は会社財産に対する持分としての性格を有することからすると、純資産価額方式は、株式の評価に対する基本的な方式である**ということが出来る。
・そうすると、**個人事業者の財産評価との均衡を図るという考えを取り扱うことができれば**、少なくとも、相続税法第14条の規定との関係性を考慮する必要はなく、**退職給付引当金等を負債として取り扱うことも可能になると考える**。

・**個人事業者の財産評価との均衡を図る**との考えによると、**会社の解散（清算）を前提として評価することは困難**。
・**会社財産に対する持分としての性格を有する**との考えによっても、**同様**と考える。
・仮に、株式は会社財産に対する持分としての性格を有するとの考えを取り扱えば、会社の解散（清算）を前提として評価することも考えられるが、その場合には、継続企業を清算価値で評価することの合理性の説明に窮すると考える。また、事実上、純資産価額を上限とする取扱いの合理性を説明できないと考える。

配当還元方式

- 配当還元方式は「特別の例外的措置」であり、その**趣旨が貫徹できるよう対象株主の範囲を見直す**。
 - ➡ 配当還元方式は、「当面、配当を受領するということ以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮した特別の例外的措置」である。
- **同族関係者の保有割合の判定範囲を縮小**（配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1親等の姻族を柱へ）
 - ➡ 同族株主の有無、中心的な同族株主の有無、同族株主グループの有無などの煩雑な判定の見直し。
- 議決権保有割合による判定から**議決権保有割合と株式保有割合を用いる判定へ**
- 前所有者との間に**委任・代理契約を締結している者、一時的所有を目的として取得した者を除外**
- **計算過程を見直し簡略化へ**

○ 課題

- 現行の同族関係者は、法人税法施行令第4条の規定を引用する形で判定を行うこととしており、その範囲に「親族」が含まれているが、近年は親族との関係が希薄な場合もあり、実際に交流も利害関係もない遠縁の親族まで1つのグループとして扱われることへの批判も見受けられることから、**「親族」の範囲を「配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1親等の姻族」に狭めてはどうか？**
- インカムアプローチに基づく企業価値の総額に基づくプロラタ価値で評価することを原則とする体系へ移行することを踏まえ、**議決権保有割合による判定から議決権保有割合と株式保有割合を用いる判定（いずれかの割合が3%未満）に変更してはどうか？**
 - ※ 平成13、14年の旧商法の改正により、単元株制度の創設及び株式の多様化（種類株式ごとに単元を定めることができる。）が認められることになり、従来は、原則として株式の数と議決権の数が一致していたところが必ずしも一致しなくなったことを受け、平成15年の通達改正により、議決権割合により判定を行うこととしたもの。
- **前所有者（原則的評価方式適用）との間に委任・代理契約を締結している者は、残余利益方式に基づく計算に必要な帳簿等を前所有者と共用するなどして評価することが可能と考えられること、一時的所有を目的として取得した者は、「当面、配当を受領するということ以外に直接の経済的利益を享受することがない」とは考えられないことを踏まえ、配当還元方式の適用対象から除外してはどうか？**
- **法人税申告書等を用いることなく、受取配当金と還元率により計算する方法へ見直してはどうか？**

国税庁の考える取引相場のない株式の評価の見直しイメージの全体像の概要

○現在

	会社経営を支配		配当目的
	同族株主等		左記以外
	原則的評価方式		特例的評価方式
会社の規模に応じた評価	大会社	《原則》類似業種比準方式 純資産価額方式の選択可	配当還元方式
	中会社	《原則》併用方式 中会社の大 類似：純資産 = 0.9 : 0.1 中会社の中 類似：純資産 = 0.75 : 0.25 中会社の小 類似：純資産 = 0.6 : 0.4 純資産価額方式の選択可	
	小会社	《原則》純資産価額方式 併用方式の選択可 全小会社 類似：純資産 = 0.5 : 0.5	
類似業種比準方式の適用前提を欠いている会社等	特定の評価会社	《原則》純資産価額方式 比準要素数1の会社 3要素全てが0の会社 株式等保有特定会社（50%以上） 土地保有特定会社（大：70%以上/中：90%以上） 開業後3年未満の会社 開業前又は休眠中の会社 清算中の会社（清算分配見込金額で評価）	

《類似業種比準方式》
$A \times \left(\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right) \times \text{評価の安全性のしんしゃく率}$ ※1 ③④⑤は評価会社の金額 2 B C Dは類似業種の金額 3 評価の安全性のしんしゃく率 大会社 0.7 / 中会社 0.6 / 小会社 0.5
《純資産価額方式》
$\frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \left(\frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \text{法人税法上の簿価による純資産価額}}{\text{発行済株式数} - \text{自己株式数}} \right) \times \text{法人税等相当率（現行0.38）}}{\text{発行済株式数} - \text{自己株式数}}$
《配当還元方式》
$\frac{\text{年配当金}^*}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$ ※ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の年配当金額で2円50銭を下限値とする。

○見直しイメージ

	右記以外		配当目的
	原則的評価方式		特例的評価方式
会社の規模に依存しない評価	一般の評価会社	《全社》残余利益方式	配当還元方式
純資産価額方式が適した会社等	特定の評価会社	《原則》純資産価額方式 資産管理会社 組織再編成直後の会社 開業後5年未満の会社 開業前又は休眠中の会社 清算中の会社（清算分配見込金額で評価）	

《残余利益方式》
$\left\{ D'_0 + \frac{RI_1}{1+r_e} + \frac{RI_2}{(1+r_e)^2} + \frac{RI_3}{(1+r_e)^3} + \frac{RI_4}{(1+r_e)^4} + \frac{RI_5}{(1+r_e)^5} - ES \right\} \times \text{しんしゃく率} + \frac{\text{子会社株式評価額}}{\text{取得株式割合}} \times \text{取得株式割合}$ D'_0 = 直前期末の純資産価額（子会社株式除く） r_e = 還元率（年分通達で定める） ES = 持株会株式買取総額 年利益金額 = 利益5年平均（子会社配当は除く）± 非経常的な損益5年平均 - 法人税等 年配当金額 = 支払配当金5年平均（将来每期継続することが予想できない配当金は除く） RI_1 = 年利益金額 - D'_0 × r_e RI_2 = 年利益金額 - (D'_0 + 年利益金額 - 年配当金額) × r_e RI_3 = 年利益金額 - (D'_0 + (年利益金額 - 年配当金額) × 2) × r_e RI_4 = 年利益金額 - (D'_0 + (年利益金額 - 年配当金額) × 3) × r_e RI_5 = 年利益金額 - (D'_0 + (年利益金額 - 年配当金額) × 4) × r_e 取得株式割合 = $\frac{\text{取得株式数}}{\text{発行済株式数} - \text{自己株式数} - \text{持株会株式数} - \text{社債類似株式数}}$
《純資産価額方式》
$\left\{ \frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \left(\frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \text{法人税法上の簿価による純資産価額}}{\text{発行済株式数} - \text{自己株式数} - \text{持株会株式数} - \text{社債類似株式数}} \right) \times \text{法人税等相当率} - ES \right\} \times \text{取得株式割合}$
《配当還元方式》
$\frac{1 \text{株当たりの年平均配当額}}{r_e}$